#### 琴浦町農業研修制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、琴浦町が行う就農に向けた農業研修について必要な事項を定める。

#### (研修生の資格)

- 第2条 研修を受けることができる者は、次の各号をすべて満たすものとする。
  - (1) 原則、概ね40歳以下で、就農意欲が高い者
  - (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村)から、研修開始時に琴浦町に住所を移し、居住できる者
  - (3) 普通自動車免許を有している者
  - (4) 就農に必要な資金を準備できる者
  - (5) 本町での研修及び就農について家族の理解が得られている者
  - (6) 生産部や地域の活動等に積極的に取り組む意欲のある者
  - (7) 農業機械の使い方など農業に関する基礎的な知識、技術を有している者 (ただし、研修開始までに鳥取県等が実施する基礎研修などを受講されていれば可。)
  - (8) 琴浦町での農業体験を2日以上実施した者
  - (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

#### (研修生の募集等)

- 第3条 琴浦町は、募集パンフレットの配布、広報紙及びホームページへの掲載並びに就農相談 会等に参加し、研修生を募集する。
- 2 研修を希望する者は、農業研修申込書(様式第1号)を琴浦町へ提出するのとする。
- 3 前項の申込書があった場合は、関係機関で書類選考、面接等を実施して、研修受講の可否を 決定し、本人に通知するものとする。

#### (受入候補農家)

- 第4条 農業研修生の受入先として候補となる農家(以下「受入候補農家」という。) は次の要件を満たすものとする。
  - (1) 生産部等から推薦された農家又は地域組織
  - (2) 就農に必要な技術等の習得に向けた指導が実施できること
- (3) 研修終了後、研修生に対して定着に向けた適切な指導・支援を実施できること
- 2 受入候補農家の役割は、次に掲げるものとする。
- (1)研修生が、生産部や地域の農業者など地域の生活に慣れるための支援
- (2)農業体験の受入れ
- 3 受入候補農家の選定は、生産部等から研修生の受入先として推薦があった農家とする。

#### (研修受入農家)

第5条 研修生を受入れ、指導を行う農家(以下「研修受入農家」という。)は、担い手育成支援チーム(以下「支援チーム」という。)と連携して研修、就農等支援に関する次の業務を実

施する。

- (1) 研修の計画・状況・実績の報告
- (2) 研修生が就農に必要となる農業技術や経営ノウハウの習得支援
- (3) 研修生の就農に向けた調整 (農地や農業機械・施設及び住宅等の確保支援)
- 2 研修受入農家は、受入候補農家の中から、支援チームで協議して決定する。
- 3 研修を開始するにあたり、町と研修受入農家は、農業研修受入農家研修指導契約書(様式第 2号)を締結する。
- 4 琴浦町は、研修受入費として研修受入農家に対し、1人あたり月額4万円を支給する。

#### (担い手育成支援チーム)

- 第6条 琴浦町での就農を目指す者に対し、知識や技術の習得などの支援を行うため、次に掲げる者で構成する担い手育成支援チームを設置する。
  - (1) 鳥取県中部総合事務所農林局農業振興課 新規就農担当者(以下「農業振興課」)
  - (2) 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 新規就農担当者(以下「普及所」)
  - (3) 琴浦町農業委員会事務局 農地賃貸借担当者(以下「農委」)
  - (4) JA鳥取中央営農企画部営農企画課 新規就農担当者(以下「営農企画課」)
  - (5) JA鳥取中央北栄営農センター 新規就農担当者・各品目担当者(以下「営農センター」)
  - (6) 各品目生産部(以下「生産部」)
  - (7) 受入候補農家
  - (8) 研修受入農家
  - (9) 鳥取県農業農村担い手育成機構 新規就農担当者 (アドバイザー) (以下「担い手機構」)
  - (10) 鳥取県立農業大学校 新規就農担当者 (アドバイザー) (以下「農大」)
  - (11) 琴浦町 農林水産課(事務局)(以下「琴浦町」)
- 2 支援チームの業務及び実施機関は、原則次のとおりとする。

業務内容	実施機関
就農希望者に対する相談	琴浦町、普及所、営農センター
研修生の受入先の決定	琴浦町、受入候補農家、普及所、営農センター
研修生の研修状況、研修進捗状況の把握	琴浦町、研修受入農家、普及所、営農センター
就農開始時の農地、施設、機械、空き家	琴浦町、研修受入農家、生産部、営農センター、農
等の情報収集及び研修生への情報提供、	委、農業振興課、普及所、営農企画課
確保支援	
専門知識習得に関する研修の情報提供	琴浦町、農業振興課、普及所、担い手機構、農大、
	営農センター、営農企画課
就農後の営農状況、生活状況等の把握、	琴浦町、農業振興課、普及所、営農センター、研修
フォローアップ	受入農家、担い手機構
農業体験希望者の調整、受入れ	琴浦町、営農センター、受入候補農家、生産部、普
	及所

#### (農業研修)

第7条 研修期間は、原則2年間とする。ただし、必要があると町長が認める場合は最大3年間まで延長できる。

- 2 研修の受講に係る費用は無償とし、研修に必要な次の経費は、琴浦町が支払うものとする。
- (1)研修計画において、専門知識を有する者が研修生に対し指導を行う際に必要となる経費及 び講師謝金
- (2) 就農に必要と認められる資格取得費及び研修参加費用
- (3) その他町長が必要と認める経費
- 3 研修生は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づくパートタイム会計年度任 用職員とし、琴浦町は、研修生に対し、月額194,440円を支給する。ただし、社会保険料及び 雇用保険料の負担は報酬から控除する。
- 4 研修生に対する期末手当を含む各種手当、休暇は、琴浦町地域おこし協力隊員の設置及び勤務条件等に関する要綱に基づくものとする。
- 5 研修時間は、原則として週35時間を基本とし、標準的な勤務時間帯は、午前9時から午後5時、休憩時間を正午から午後1時までとする。ただし、受入先や農繁期等により変更となる場合がある。

#### (研修計画の報告等)

第8条 研修を開始するにあたり、研修受入農家及び研修生は、支援チームと協議のうえ、研修 期間中の研修計画書(様式第3号)を作成し、琴浦町へ報告するものとする。

#### (研修状況の報告等)

- 第9条 研修生は、毎月の研修終了後、研修実績の報告として研修記録簿及び研修日誌(様式第4号)(以下、「研修記録簿等」という。)を記入し、研修受入農家へ提出するものとする。
- 2 研修受入農家は、研修生から提出された研修記録簿等に意見等を記入し、琴浦町へ提出するものとする。
- 3 支援チームは、提出された研修記録簿等をもとに、月1回程度、会議や面談などの方法により、研修の進捗状況等を確認するものとする。

#### (研修の休止)

- 第10条 研修生及び研修受入農家は、病気等のやむをえない理由により研修を休止する場合は、 琴浦町へ研修休止届(様式5号)を提出するものとする。
- 2 研修生から研修休止届が提出された場合、琴浦町は、その内容を審査し、やむを得ないと認められる場合は、研修の休止を決定する。
- 3 休止が決定した研修を再開する場合は、研修生及び研修受入農家は、琴浦町へ研修再開届 (様式第6号)を提出する。

#### (研修の中止)

- 第11条 研修生及び研修受入農家は、病気などのやむを得ない理由により研修を中止する場合は、琴浦町へ研修中止届(様式第7号)を提出する。
- 2 研修生から研修中止届が提出された場合、琴浦町は、その内容を審査し、やむを得ないと認められる場合は研修の中止を決定する。

#### (農業体験の実施)

- 第12条 研修希望者は、研修申込書の提出前に、本町で2日以上の農業体験を行わなければならない。
- 2 農業体験を希望する者は、農業体験申込書(様式第8号)を琴浦町へ提出するものとする。
- 3 農業体験の申し込みがあった場合は、琴浦町は、農業体験受入先及び研修内容を支援チームと調整し、受入れを行うものとする。
- 4 琴浦町は、農業体験受入農家に対する謝金(1日あたり6千円)及び農業体験希望者の傷害 保険料を負担するものとする。

(その他)

第13条 不測の事態が起きた場合は、関係者が連携して問題の解決に向け努力するものとする。

## 農業研修申込書

<u> </u>	- 記入へん	- G / ,º									
上半身を含む 顔写真を貼付			ふりが; 氏名)	な)				男	職業		
		生	年月日	:	年 (		日:)	女	出身地		
4 cm >	< 3 cm	₹	` 1	一 都 道 府 県	)		,		,		
連絡先電話番号・	電話	(	)	_		FAX	(		) –		
単語番々	携帯	(	)	_		E-Mail					
運転免許	□普通( □大型特				)	資格					
家族形態	□未婚	□既	婚(家	.族	人)	家族 構成					
研修内容											
	作物		ミニト <sup>、</sup> その他		]ブロッコリ	一 □梨	Į.	)			
希望する	期間	間 年 月 日~ 年 月 日									
研修内容	住居		□農業研修生住宅 □民間アパート □借家 □その他( )					家			
	その他	1_									
農業経験	□全くない □農業体験(短期研修)程度 □農家、法人等に従事 農業経験 □自家農家 □その他(										
就農予定		就農希望時期 年 月ころ 月流									万円

# 最終学歷·職歷·研修実習歴

年号	年	月		最終	<b>冬学歴及</b>	び職歴・母	修実習	琵	
康状態									
寺病又は現る 台療中の疾病									
可原 中 <i>いた</i>	芯								
その他特記	事項								
急連絡先									
急連絡先	氏名	,		印	続柄		職業		
急連絡先	氏名	í T	_	印	続柄		職業		
	氏名	₸		印	続柄		職業		
氏名住所		₸	_	印		話:(	職業		
氏名住所 (親族等)	住所	Ŧ	- つのでは、		官		)		 _
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の	- D同意が必要で <u>⊀</u> してください	ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		
氏名住所 (親族等) 未成年の	住所 住所 場合に	では保護者の		ゔすので	官		)		

就農後の紹	E営構想	(具体的に	2詳しく記述	してください)	
琴浦町で	での農業研	肝修に申し	し込みます。		
	<del></del>	П	н		
	午	月	Ħ		
				A =	
				住 所:	
				氏 名:	印

### 農業研修受入農家研修指導契約書

琴浦町(以下「甲」という。)と(別記1 指導員名)(以下「乙」という。)は、乙において 指導を受ける農業研修生(以下「研修生」という。)の労働条件及び乙に対する研修指導費の支 払い等に関し、次のとおり契約を締結する。

(研修生)

第1条 研修生は次の者とする。

(別記2)

(研修期間)

第2条 研修生の乙における研修期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年間とする。

(研修指導員)

第3条 研修指導員は次の者とする。

住所 氏名 (別記1)

(身分)

第4条 甲は、研修生を雇用し、乙の農場で研修させる。

(就業規則)

- 第5条 研修生の雇用契約上の地位に係る事項については甲の規則を、研修に係る事項については乙の規則を適用するものとする。
- 2 前項の原則に基づき主な労働条件について、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 勤務等

甲の雇用条件である所定労働時間は、1週35時間とし、就業時間・休憩、休日・休暇については、乙の規定を適用する。

ただし、年次有給休暇は甲の規定を適用する。

(2) 懲戒

甲の規則を適用する。

(災害補償)

第6条 研修生の労働者災害補償保険は、甲において付保することとし、これにかかる保険料は 甲が負担する。

(研修指導料)

第7条 甲は乙に対して、1人あたり月額4万円の研修指導費を翌月21日に指定口座に振り込むものとする。なお、支払日が所定休日に当たるときは、その翌営業日に繰り下げて支払う。

#### (研修期間中の費用)

第8条 出張旅費等、乙の業務命令に伴って発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が研修生に対し直接支給する。

#### (連絡調整)

- 第9条 甲及び乙は、研修生の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。
  - (1) 甲から乙への連絡調整事項
    - ア 研修生の略歴に関する事項
    - イ 町の研修方針等
    - ウ 就農計画の策定及び就農開始に係る事項
    - エ その他、乙から求められた事項
  - (2) 乙から甲への連絡調整事項
    - ア 研修生の乙における研修内容
    - イ 研修生の労働時間、休日及び休暇
    - ウ その他、甲から求められた事項

#### (有効期間)

第10条 本契約の有効期間は、第2条の研修生の研修期間とする。

#### (契約の解除)

第11条 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が解約を希望する日の1ヶ月前までに書面により相手に通告したときは、本契約を解除することができる。

#### (疑義の決定)

第12条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項があったときは、甲乙 協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

- 甲 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2 琴浦町長
- 乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字

年 月 日

琴浦町長様

研修生住所 研修生氏名 印 電 話

研修受入農家 印 電 話

# 研修計画書

琴浦町農業研修制度における研修計画書を作成しましたので、別添のとおり提出します。

# 1 研修計画

## (1) 研修の内容・方針・目標

研修期間	年	月 日 ~	年 月 日
研修場所	琴浦町大字	ほか	
具体的な研修の内容・方針			
研修の目標			

## (2) 研修計画

年月	研修日数	研修時間	技術・経営管理研修の内容
合計			_

年月	研修日数	研修時間	技術・経営管理研修の内容
合計			_

# 研修記録簿( 年 月分)

#### 1 研修時間

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
第1週							
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							
第6週							

<sup>※</sup>時間数を記載すること

### 2 研修内容

,	
第1週	
第2週	
第3週	
第4週	
第5週	
第6週	

3	3 今月の研修実施上の疑問点、課題、所感など【研修生記入】

4	研修生の疑問点、	課題、	所感の内容に対す	うる意見、	指導結果など	【研修受入農家記入】

研修受入農家氏名

印

○ 添付資料 研修日誌

# 研修日誌

月 日(曜日)	研修内容		研修時間
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候()			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日() 天候( )			分~ 時 分 時間)
		小 計	時間

月 日(曜日)	研修内容		研修時間
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )		時 (	分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
月 日( ) 天候( )			分~ 時 分 時間)
	小 計		時間
	合 計		時間

### 研修休止届

年 月 日

琴浦町長 様

研修 生 住所

氏名 印

電話

研修受入農家 住所

氏名 印

電話

現在受講している琴浦町農業研修を休止したいので、琴浦町農業研修制度実施要綱に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年	月	日 ~	年	月	日	
休止理由							
再開に向けた スケジュール	年	月					
	年	月					
	年	月					
	年	月					
	年	月					

添付書類

休止の理由を証する書類等

### 研修再開届

年 月 日

琴浦町長 様

研修生 住所

氏名 印

電話

研修受入農家 住所

氏名 印

電話

年 月 日から休止している琴浦町農業研修を再開したいので、琴浦町農業研修制度実施要綱に基づき研修再開届を提出します。

再開予定時期	年 月	月			
--------	-----	---	--	--	--

### 研修中止届

琴浦町長 様

研修生 住所

氏名 印

電話

研修受入農家 住所

氏名 印

電話

現在受講している琴浦町農業研修を中止したいので、琴浦町農業研修制度実施要綱に基づき中止届を提出します。

中止時期	年	月	日 から
中止理由			

### 農業体験申込書

						年	月	日
琴浦町長	様							
		住	所	₹	_			
		氏	名					
		電	話	(	)		_	
		携	帯	(	)		_	

琴浦町での農業体験を希望するので、下記のとおり体験を申し込みます。

記

希望する 体験品目	作物	<ul><li>□ミニトマト</li><li>□その他(</li></ul>	□ブロ	ュッコリー	□梨	)		
	期間	年	月	日~	年	月	Ħ	
農業経験	□全くなV □自家農家	,, ,,,,,		研修)程度	□農	家、法人	等に従事	
志望動機	□本格的に農業経営に取り組みたい □農村地域での生活に興味がある □その他( )						興味がある )	